

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第8-89号

教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外で、教育委員会の許可を受くべき地位は、顧問、参与、評議員及びこれに準ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第4条第1項の規定により任命された新法第13条第1項の教育長について適用する。